

## 社会福祉法人 いなべ市社会福祉協議会備品貸出事業要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、地域団体及び様々な福祉団体等が行うサロンや地域活動等（地域での交流を目的とする事業、催し等）に対し、いなべ市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有する備品を貸し出すことで地域福祉活動の推進を図ることを目的とする。

### (貸出備品)

第2条 貸出を行う備品は別表1～4のとおりとする。

### (貸出対象)

第3条 市内で活動する団体、学校、福祉施設などであって、サロンや地域活動等で使用する場合に、社協事業に支障のない範囲で実施する。ただし次のいずれかに該当する場合は貸し出しできないものとする。

- (ア) 使用目的が営利目的である場合。
- (イ) 市外で使用する場合。
- (ウ) 宗教活動等で使用する場合。
- (エ) 目的外に使用する場合。

### (貸出期間)

第4条 貸出予約は、使用日の3ヶ月前からとし、貸出期間は、原則1週間以内とする。備品の使用が終わったときは、元の状態に戻し速やかに返却する。

### (貸出料金)

第5条 貸出料金は無料とする。

### (備品管理)

第6条 使用者は、備品を大切に扱い管理するものとする。なお、使用者は、備品を他の目的に利用し、若しくは他に転貸、交換してはならない。

### (貸出申請)

第7条 備品の貸出を希望するものは、様式1（教材機器貸出申請書）及び様式2（レクリエーション道具貸出申請書）を記入の上、本会に申請する。

### (事故責任)

第8条 備品使用の際は安全に努め使用するものとし、使用者および第三者に怪我等を負わせた場合は、申請者が一切の責任を負うものとする。  
また、備品の紛失および、故意に備品を破損させた場合は申請者が実費負担するものとする。

### (雑 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める

### 附 則

- この要綱は、平成26年10月1日から施行する。
- この要綱は、平成28年3月1日から施行する。